

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 租税法
律主義違反並びに国税不服審判決定取消請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成29年9月15日棄却・不受理・確定

(控訴審・名古屋高等裁判所金沢支部、平成●●年(〇〇)第●●号、平成29年4月12日判決、
本資料267号-59・順号13008)

(第一審・金沢地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成28年10月27日判決、本資料
266号-148・順号12926)

決 定

上告人兼申立人	甲
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	久田 訓寛

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項
所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当し
ない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認めら
れない。

平成29年9月15日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 山本 庸幸

裁判官 小貫 芳信

裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 菅野 博之